

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

総社市教育委員会委員長 林 直 人

総社市教育委員会規則第1号

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <p>庶務課 学校教育課 <u>こども夢づくり課</u> 生涯学習課 社会教育係、人権教育係、体育振興係 文化課 文化振興係、文化財係</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第6条 各課係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>庶務課 (1)～(18) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <p>庶務課 学校教育課</p> <p>生涯学習課 社会教育係、人権教育係、体育振興係 文化課 文化振興係、文化財係</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第6条 各課係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>庶務課 (1)～(18) 略 <u>(19) 幼稚園保育料の徴収事務及び幼稚園就園奨励費に関すること。</u></p>

- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略

学校教育課

- (1) 略
- (2) 学校経営の指導管理及び助言に関すること。
- (3) 略
- (4) 校長及び教員の研修及び講習に関すること。
- (5)～(8) 略
- (9) 市費支弁の教員の任免その他人事に関すること。
- (10)及び(11) 略
- (12) 校長及び教員の資格並びに免許状に関すること。
- (13) 学校の組織編制に関すること。
- (14)及び(15) 略
- (16) 児童，生徒の入学，転学及び退学に関すること。
- (17)及び(18) 略
- (19) 学校の保健管理についての計画及び実施に関すること。
- (20)～(25) 略
- (26) 放課後児童クラブに関すること。

こども夢づくり課

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に伴う保育供給量の調整に関するこ
と。
- (2) 公立幼稚園，公立保育所，公立認定こども園の管理，運営に関する
こと。
- (3) 私立幼稚園，私立保育所，私立認定こども園，地域型保育事業の確
認申請及び指導に関すること。
- (4) 就学前子どもの支給認定，利用承諾，利用解除に関すること。
- (5) 施設利用料の賦課，徴収及び滞納整理，幼稚園就園奨励費に関する
こと。

- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略

学校教育課

- (1) 略
- (2) 学校及び幼稚園経営の指導管理及び助言に関すること。
- (3) 略
- (4) 校長，園長及び教員の研修及び講習に関すること。
- (5)～(8) 略
- (9) 市費支弁の園長及び教員の任免その他人事に関すること。
- (10)及び(11) 略
- (12) 校長，園長及び教員の資格並びに免許状に関すること。
- (13) 学校及び幼稚園の組織編制に関すること。
- (14)及び(15) 略
- (16) 幼児，児童，生徒の入学，転学及び退学に関すること。
- (17)及び(18) 略
- (19) 学校及び幼稚園の保健管理についての計画及び実施に関すること。
- (20)～(25) 略

- (6) 施設利用者の健康管理，発達支援に関すること。
- (7) 保育所，認定こども園の給食及び栄養管理に関すること。
- (8) 幼稚園，保育所，認定こども園の職員の研修及び資格，幼稚園の職員の任免に関すること。
- (9) 地域子育て支援センターの管理，運営に関すること。
- (10) 保育協議会等との連絡調整に関すること。
- (11) 児童発達支援センター総社はばたき園の管理，運営に関すること。
- (12) 障がい児通所支援及び給付金等に関すること。

生涯学習課及び文化課 略

(教育長専決事項等)

第8条 教育長は，次に掲げるものを除き，その事務を専決処理する。ただし，重要又は異例と認められるものについては，教育委員会に付議しなければならない。

- (1) 略
- (2) 学校，幼稚園，保育所，認定こども園，公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3)～(6) 略
- (7) 学校，幼稚園，保育所，認定こども園及び公民館の敷地を選定すること。

別表（第10条関係）

1～3 略

4 個別的な事務に関する事項

教育次長の専決事項	課名	課長の専決事項
1 市指定重要文化財に係る届出及び現状変更に関すること。(軽易なものを除く。)	学校教育課	1 <u>校長，小学校及び中学校の教員及び県費事務職員の改姓届及び住所変更届に関すること。</u>
2 開発事業に係る埋蔵文化財の取扱い及び調整に関すること。(1,000㎡以上)		2 略
		3 <u>校長及び小学校及び中学校の教員の免許状に関すること。</u>
		4 <u>児童生徒の就学に関すること。(就学義務猶予又は免除に関するものを除く。)</u>

生涯学習課及び文化課 略

(教育長専決事項等)

第8条 教育長は，次に掲げるものを除き，その事務を専決処理する。ただし，重要又は異例と認められるものについては，教育委員会に付議しなければならない。

- (1) 略
- (2) 学校，公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3)～(6) 略
- (7) 学校，幼稚園及び公民館の敷地を選定すること。

別表（第10条関係）

1～3 略

4 個別的な事務に関する事項

教育次長の専決事項	課名	課長の専決事項
1 市指定重要文化財に係る届出及び現状変更に関すること。(軽易なものを除く。)	学校教育課	1 <u>校長，園長，教員及び県費事務職員の改姓届及び住所変更届に関すること。</u>
2 開発事業に係る埋蔵文化財の取扱い及び調整に関すること。(1,000㎡以上)		2 略
		3 <u>校長，園長及び教員の免許状に関すること。</u>
		4 <u>幼児，児童生徒の就学に関すること。(就学義務猶予又は免除に関するものを除く。)</u>

		5～7 略			5～7 略
	こども夢づくり課	1 園長並びに幼稚園, 保育所及び認定こども園の職員の改姓届及び住所変更届に関する事 2 園長並びに幼稚園, 保育所及び認定こども園の教員の免許状に関する事 3 幼児の就学に関する事 4 児童厚生施設の入所等に関する事			
	略			略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。